

告 示 第 5 6 5 号

令和 8 年 4 月 1 4 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市議会タブレット端末リース契約に係る制限付き一般競争入札の実施及び入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市議会タブレット端末リース契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、資格要件及び落札者の決定方法を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付する事項

(1) 契約件名

鹿児島市議会タブレット端末リース契約

(2) 業務の概要

I C T を利活用するための環境整備として、タブレット端末及び付属品のリース並びにこれに付随する業務

(3) 履行場所

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号 鹿児島市議会

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで

準備期間 契約締結の日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで

履行期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで（6 0 月）

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てに該当する者のうち、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において、鹿児島市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第73条の2第1項の規定に基づき、販売代理店として届け出ている法人であること。
- (5) 令和5年4月1日以降に、国、地方公共団体又は独立行政法人が発注するタブレット端末に係る同種の業務実績があること（セルラーモデル50台以上に係る契約に限る。）。
- (6) 九州内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (7) 公告日において、納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (10) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）（以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

3 入札参加申請方法等

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 鹿児島市議会タブレット端末リース契約に係る制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び資格要件確認書（様式あり）

イ 商業登記簿謄本

ウ 印鑑証明書

エ 決算書（公告日前における直近の営業年度の財務諸表）

オ 鹿児島市税に係る滞納がないことの証明書。なお、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社の所在地の市区町村役場（特別区にあっては、都税事務所）発行の法人市（町・村

- イ 民税（特別区にあつては、法人住民税）納税証明書
- カ 消費税及び地方消費税納税証明書
- キ 委任状（代理人による入札を行う場合のみ提出）
- ク 業務実績調書（様式あり）

- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。
- (4) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、申請書等のうち
 - (1)イからエまでの書類の提出を省略することができる。
- (5) 申請書類は、公告日現在で作成すること。
- (6) 証明書類は、印鑑証明書を除き写しでも差し支えない。

なお、証明年月日が申請書提出前3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを提出すること。ただし、(1)オ及びカの書類については、公告日以降発行のものを提出すること。

- (7) 提出部数 各1部
- (8) 提出書類(1)ア及びクの書類の様式は、本市ホームページにおいて入手することができる。

4 受付要領

- (1) 受付期間
令和8年4月14日（火）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間
午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- (3) 受付場所及び問い合わせ先
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市議会事務局総務課（鹿児島市役所西別館3階）
電話 099-216-1450（直通）
ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>
- (4) 提出方法
直接持参、郵送又は宅配便（郵送又は宅配便の場合は提出期限までに必着）

5 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格は、提出された書面により審査し、令和8年4月30日（木）までに通知します。

6 仕様書の閲覧等及び質疑応答

- (1) 本業務の仕様書は、公告日から令和8年5月1日（金）までの間、本市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールの送信により行わなければならない。
 - ア 受付期間及び受付時間
公告日から令和8年4月23日（木）午後4時30分まで
 - イ 受付電子メールアドレス
gksou-syomu@city.kagoshima.lg.jp
 - ウ 質問書様式交付場所
本市ホームページにおいて入手することができる。
- (3) (2)の質問とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に本市ホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和8年5月1日（金）までとする。

7 入札説明会

実施しない

8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時
令和8年5月12日（火）午前10時から
- (2) 場所
鹿児島市役所西別館4階第5委員会室

9 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

10 入札方法

- (1) 郵送及びファックスによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする。

1 1 最低制限価格

設定しない。

1 2 開札方法

即時改札

1 3 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

ただし、落札決定の日までにおいて、契約に係る指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については落札者とししない。

1 5 予算の減額又は削除に伴う解除等

この入札は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結の日の属する年度の翌年度以降において、市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、市は損害賠償の責めを負うものとする。

16 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市議会事務局総務課（西別館3階）

電話 099-216-1450

電子メールアドレス gksou-syomu@city.kagoshima.lg.jp